

●香川県告示第42号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

平成19年2月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 実施の目的  
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域  
県内全域の養鶏農場
- 3 実施の期日  
平成19年2月13日から平成19年2月28日まで
- 4 消毒方法の実施方法  
消石灰の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布